
**大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業に係る
重要論点説明資料（補足資料）**

令和4年12月 大阪市水道局

目次

| | | | |
|---|------|-------|---|
| 1 | はじめに | | 1 |
|---|------|-------|---|

【重要論点説明資料P.5～6の補足】

| | | | |
|-------|---------------------|-------|---|
| 2 - 1 | 精算の対象外とする項目（例）（設計費） | | 2 |
|-------|---------------------|-------|---|

| | | | |
|-------|---------------------|-------|---|
| 2 - 2 | 精算の対象外とする項目（例）（工事費） | | 3 |
|-------|---------------------|-------|---|

| | | | |
|---|----------------|-------|---|
| 3 | 試験掘（設計確定時）の取扱い | | 5 |
|---|----------------|-------|---|

【重要論点説明資料P.15～16の補足】

| | | | |
|---|-----------|-------|---|
| 4 | 施工困難時の取扱い | | 6 |
|---|-----------|-------|---|

「精算」とは、設計過程における設計費及び工事費等の確定及び施工着手以降新たに発生した事象に伴う工事費等の変更額を確定する行為をさす。（事業開始後、設計・施工段階において判明した事象に応じて、市が負担する金額を確定する行為）

1 はじめに

本資料は、「大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業実施方針」の補足資料として公表した「大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業に係る重要論点説明資料」（令和4年11月）に関する追加の補足資料であり、民間事業者の方との意見交換を進めていく中で、さらに詳しく市の現時点での想定を示すことで、より有意義な意見を聴取できるよう、作成したものです。

なお、本資料の内容は、今後、入札公告までに変更することがあり、公募の条件として決定したものではありません。

2 - 1 精算の対象外とする項目（例）（設計費）

A. 設計費

「精算」の定義は、目次掲載ページを参照のこと

- 設計業務は、材料等の選定、工法の選定、埋設調整、附属設備の配置設定、設計図面・数量作成、積算、各種申請書類の作成などで構成されており、この内、**設計費**に含まれる業務と、実施方針第3 - 1 - (9)イに基づく**精算の対象外とする業務**の区分は、下表のとおり整理している。
- 一方、設計業務のうち、市がこれまで直営で実施してきた業務（工法の選定、積算など）については、SPC経費に含むものとし、当該費用も**精算の対象外とする**。

【設計業務に係る費用の構成と精算の取扱い】

| 費目 | 精算の範囲 | 主な業務 | |
|-------|-------|---|---|
| SPC経費 | 対象外 | <ul style="list-style-type: none"> ・材料等の選定、工法の選定（詳細な検討は設計費に含む） ・埋設調整に係る市との連携、設計実施者の業務の管理 ・積算 | |
| 設計費 | 対象 | 設計 | <ul style="list-style-type: none"> ・埋設調整に係る協議及び資料作成、附属設備の配置設定 ・設計図面・数量作成 <small>上記業務の積算に当たっては、水道事業実務必携に定める工種の構成（設計協議、公図調査、図面作成、数量計算、配管設計等）に置換して行う</small> |
| | | 測量調査 | <ul style="list-style-type: none"> ・測量調査、土質調査、交通量調査 ・重要構造物と近接施工をする場合の影響等解析 |
| | 対象外 | <ul style="list-style-type: none"> ・事業者の裁量により追加実施した設計・測量・調査 ・事業者の帰責（調査漏れ・設計不備）による修正設計 ・施工段階で発生する設計修正、設計変更、竣工図の作成 <small>工事費の間接工事費のなかに計上されている項目となっている</small> | |

2 - 2 精算の対象外とする項目（例）（工事費）

「精算」の定義は、目次掲載ページを参照のこと

B. 工事費

- 本事業においては、設計・施工を一括して委ねることから、設計の詳細については、事業者の裁量において設定する形となるため、設計内容が確定¹して以降、施工段階で新たに発生した、主に（１）から（３）の費用については、実施方針第3 - 1 - (9)ウに基づく精算の対象外とする。

（１）設計段階で予見可能な事象への対処に係る費用

（２）基礎的工種²の変更に係る費用

（３）設計段階での不備等への対処に係る費用

- 1 設計の確定は、要求水準を満たしつつ、現場条件を十分に踏まえ、可能な限り条件明示を行った上で、設計図面・数量（以下「設計図書」という。）を作成し、試験掘結果を反映した時点とする。
- 2 基礎的工種の詳細については、重要論点説明資料7ページに示すとおり。

- （１）から（３）の主な事例は、以下のとおりである。

（１）設計段階で予見可能な事象への対処に係る費用

精算の対象外

土質条件や地下水位等が正確に設計に反映（既存資料や試験掘を通じて想定可能な範囲）されていない場合

該当工種（例）：地盤改良工、地下水湧出対策工

設計段階で十分に確認できる可視部分について、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場が一致していない場合

該当工種（例）：道路付属物（地上物件）撤去・復元工、施工ヤード整備工

その他、設計段階で予見可能な現場条件が設計に反映されていない場合 など

2 - 2 精算の対象外とする項目（例）（工事費）

「精算」の定義は、目次掲載ページを参照のこと

（2）基礎的工種の変更に係る費用

精算の対象外

設計段階で想定した埋設物の配置に大きな変更が生じていない場合 など
（以下に示す想定外の事由が発生することなく、工事が進捗している）

- ア 既存資料や試験掘では発見できなかった地中の想定外事象が露見した
- イ 新たに埋設管理者からの協議等に基づき、埋設位置の見直しが必要となった

該当工種（例）：掘削工、埋戻工、矢板工、管布設工、残土・ガラ処分工

（3）設計段階での不備等への対処に係る費用

精算の対象外

設計段階での協議の不備等により、工事着手が出来ず、追加の経費が生じた場合
施工段階で設計図書の誤謬又は脱漏が明らかとなり、設計を訂正する場合
設計図書の表示が不十分、不正確であり、誤って工事施工が実施された場合
設計段階において要求水準に定める範囲の業務が行われておらず、施工に手戻り
が生じた場合

など

（参考）市が直接支払う項目（例）

- 道路管理者や埋設物管理者等との協定又は依頼に基づいて、市がこれまで直接支払ってきた以下の費用については、本事業においても、引き続き市が負担する。

- ✓ 街路樹復元費用
- ✓ 基準点保全費用
- ✓ 道路管理者に支払う事務検査費用
- ✓ 埋設物管理者からの委託に基づく支障物移設費用
- ✓ 断通水作業に伴う下水道使用料

3 試験掘（設計確定時）の取扱い

- 本事業においては、設計・施工を一括して委ねることから、事業者の有する技術やノウハウを活かし、効率的な工程で合理的な設計・施工が可能となるよう、**事業者の責任において、最適な試験掘の実施方法を設定することとする。**

試験掘の実施方法の詳細は、**市が指定せず、事業者の裁量の範疇**とする。

- 事業者は、上述の趣旨を踏まえ、要求水準を満たす**試験掘実施計画**を作成し、市に提出する。（本計画に基づく試験掘に要する費用については、**市が費用負担**）

試験掘の実施計画に係る要求水準（案）

設計を確定するために、効率的かつ効果的な試験掘箇所を設定し、下記の状態を満たすこと。

既設の水道管路や他企業体埋設物の埋設状況について、対象路線における標準埋設位置を想定するに当たり、既存竣工図等の資料や他企業体との事前協議により得た情報の正確性等について疑義があり、それが解消され、手戻りなく施工が履行できる状態 局所部の埋設再調整は除く
対象路線における標準的な仮設（地盤・地下水対策含む）の施工計画を立案するに当たり、必要な土質条件が把握され、手戻りなく施工が履行できる状態 局所部の土質変状に対する対策は除く

【参考】現行の試験掘の実施水準

1 街区または50mに1箇所計上する

既設管との連絡箇所に計上する

交差点部は2箇所程度とし、その他必要な箇所は、市と協議の上、計上する

その他、市と協議の上、埋設物等の確認が必要な箇所があった場合は、計上する。

【精算の対象から除外する範囲】

- あらかじめ提出された**試験掘実施計画**を超えて、市と協議を経ず、事業者が自主的に試験掘を行った場合においては、**超過実施分の試験掘費用について、市は負担しない**
- 事業者の都合により、試験掘後から工事着手までの期間が長くなったことなどに起因して、道路管理者から舗装復旧の指示があった場合、それに係る費用について、**市は負担しない**

4 施工困難時の取扱い

1 . 帰責事由の原因者の具体的な設定事例

履行が困難となる帰責事由と当該原因者の具体的な事例については、次のとおりである。

【事業者】

- a. その工事を実施するために必要な施工業者を準備できない
- b. 公衆損害事故、工事等関係者事故により、その工事の継続が困難となった
- c. 事業者の工程調整等の不備により工事が遅延して、更新ができなくなった
- d. 事業者の担当業務の履行が滞り、工程が全体的に後送りになった

【不可抗力・第三者（水道局以外の市の組織も含む）】（双方無帰責）

- a. 他企業体や道路管理者が工事を実施しており、施工できない
- b. 河川管理者や道路管理者から施工時期の制限を受けた
- c. 繰り返し協議を行ったものの、所轄警察署や市民から工事実施について理解を得られない
- d. 事業対象外の基幹管路において、第三者破損または漏水が発生し、急遽、緊急的に該当する路線を断水する必要性が生じた結果、事業対象路線についても断水ができなくなった

【水道局】

- a. 水道局の浄水場工事等の大幅な工程変更により、抜本的な基幹管路全体の配水計画の変更が発生し、対象路線が断水できない
- b. 本事業に係る市の担当業務において、事業期間の大幅な延期あるいは工事中止に繋がるような、明らかに重大な過失があった

4 施工困難時の取扱い

2. 事業対象から除外する路線の認定プロセス

設計・施工を通じて、市が履行困難を認定する基本的なプロセスは下図のとおりである。

